

富良野市障がい者計画の概要について

(平成30年度～34年度)

1. 計画の趣旨

富良野市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項¹⁾の規定に基づき策定するもので、障がい者福祉施策の動向をふまえて、地域の様々な生活課題や施策ニーズ、社会資源について総合的な観点から検討をし、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

2. 障がい者福祉に関する計画策定等経過

資料 3-1

現行の障がい者計画では、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」を第5章として策定を行いましたが、次期障がい福祉計画では児童福祉法の改定により新たに「障がい児福祉計画」を策定すること、計画期間（3年毎）の違いがあることから、今回の策定においては、障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画を各々分けて策定します。

3. 計画の位置付け

資料 3-2

富良野市障がい者計画は、第5次富良野市総合計画を上位計画とし、基本目標「やさしさと生きがい実感できるまちづくり」に基づく保健福祉分野の個別計画です。富良野市地域福祉計画、富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援第3期地域行動計画）、健康増進計画の関連計画との連携、整合性をもって策定を行います。

4. 計画の骨子（案）

資料 3-3

障がい者計画における基本理念は、障がいを正しく理解し、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合って暮らしていける共生社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等を計画的に推進することを目的としています。

※現行障がい者計画の基本理念

「ともに生き・ともに暮らせるまち ふらの」

基本理念を基に、その実現を図るための具体的な障がい者施策の分野別の基本施策を展開します。

※現行計画の基本施策

1. 生活支援の推進
2. 生活環境の整備
3. 教育・発達支援の充実
4. 雇用・就労の拡大
5. 広報・啓発活動の推進